令和８年10月29日

団体事務局　各位

長野労働局労働基準部監督課長

長時間労働削減をはじめとする働き方の見直しに向けた
取組に関する要請書の送付について（ご依頼）

平素より労働基準行政の推進に御理解御協力いただき御礼申し上げます。

さて今般、長野労働局名による標記要請文を送付いたしますので、この趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発について御協力いただきますよう何卒お願い申し上げます。

なお、要請書添付のリーフレットの電子媒体について、当局ホームページに掲載しておりますので、傘下団体・企業等へのメール送信、貴団体ホームページ掲載等に活用いただければ幸いです。

＜ホームページ掲載箇所＞　「長野労働局ホーム」→「長時間労働削減に向けた取組」
https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/#torikumi




＜問合せ先＞
長野労働局労働基準部監督課
電話　026-223-0553

建設工事を発注（注文）する皆様へ

# 「工期に関する基準」を踏まえた適正な工期設定を、持続可能な取引の好機にしましょう！

## 適正な工期設定はなぜ必要？

1. 建設業で働く方々の健康や安全の確保と処遇改善
2. 建設業界の働き方改革と新たな担い手を確保

▼

### 持続的なインフラ整備や災害対応の環境整備が実現

国民生活の基盤となるインフラ整備や災害発生時には復旧・復興を担う建設業界が、「地域の守り手」として将来にわたって国民の皆様の安心・安全を守り続けられる持続可能な産業となるため必要な取組です

- ☑ 受注者が**時間外労働規制を遵守**できる工期設定に協力すること

  受注者から提出された適正な工期による見積りを尊重してください

- ☑ **工期延長等の契約条件変更**等について受発注者間で協議すること

  契約工期での施工が困難な場合など、適切に変更協議に応じてください

- ☑ 契約締結において**安全と健康確保に必要な経費**を確保すること

- ☑ 建設資材価格高騰を踏まえた**適切な価格転嫁**に対応すること

詳しくはこちら⇒ 適正工期確保ガイドブック

【長野県建設業関係働き方改革推進協議会】

（一社）長野県建設業協会
（一社）長野県建築士事務所協会
（一社）長野県空調衛生設備業協会
（一社）長野県経営者協会
（一社）長野県商工会議所連合会
（一社）長野県労働基準協会連合会
長野県建設部　関東地方整備局
（公社）長野県建築士会
（一社）長野県電設業協会
長野県鐵構事業協同組合
長野県中小企業団体中央会
長野県商工会連合会
長野働き方改革推進支援センター
長野労働局

<協議会事務局> 長野労働局労働基準部監督課 電話 026-223-0553

建設工事を発注（注文）する皆様へ

# 「労務費に関する基準」を踏まえた請負契約の価格交渉・契約締結をしましょう！

「持続的な安定発注」に向けた建設業の担い手確保のために、建設業法等が改正され、令和7年12月から、建設工事の請負契約の価格交渉・契約締結について新たなルールが適用されることになりました。

建設工事の発注にあたっては、以下のルールを遵守して取引していただくようお願いします。

○建設業者が賃金の原資である労務費を適正に確保できるよう、賃上げにより担い手の処遇を改善すること

○発注者を含む関係者の行動変容により、担い手の賃金を競争原資としたダンピングによる受注競争を撲滅し、生産性や技術に基づく健全な競争環境へ転換すること

☑ 工事の規模等に応じて十分な見積り期間を設けるとともに、受注者から提出された見積書を考慮・尊重してください

☑ 提出された見積書に対し、労務費等※が著しく低くなるような見積り変更依頼はしないでください

（これに違反して契約締結した場合は、勧告・公表の対象となる可能性があります）

※材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

☑ 従前に引き続き、取引上の地位を不当に利用し、総価として通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結はしないでください

☑ 技能者を雇用する建設業者は、労務費だけでなく雇用に伴う経費も確保する必要があることに留意してください

詳しくはこちら⇒ 改正建設業法　第三次担い手三法

【長野県建設業関係働き方改革推進協議会】

（一社）長野県建設業協会
（一社）長野県建築士事務所協会
（一社）長野県空調衛生設備業協会
（一社）長野県経営者協会
（一社）長野県商工会議所連合会
（一社）長野県労働基準協会連合会
長野県建設部　関東地方整備局
（公社）長野県建築士会
（一社）長野県電設業協会
長野県鐵構事業協同組合
長野県中小企業団体中央会
長野県商工会連合会
長野働き方改革推進支援センター
長野労働局

<協議会事務局> 長野労働局労働基準部監督課 電話 026-223-0553

# 無理な取引の「しわ寄せ」を防止しましょう！




## 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

**中小企業・小規模事業者・フリーランスの皆さまへ**
**仕事上の取引のご相談はこちらへ！**

**取引かけこみ寺**
https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm

| | |
|---|---|
| 相談無料 | 全国48か所 |
| 秘密厳守 | 匿名相談可能 |

0120-418-618

【受付時間】平日9:00～12:00/13:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）携帯電話からもご利用になれます。
お近くの「取引かけこみ寺」に繋がります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/
しわ寄せ防止特設サイト
しわ寄せ防止特設サイト

中小企業庁　公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

STOP! しわ寄せ

# 大企業等と取引先中小事業者は共存共栄！

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、
取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない
**短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。**

## 取引上の3つの注意！ ～「労働時間等設定改善法」より～

**●納期の適正化を図りましょう。**
**●発注内容の頻繁な変更は控えましょう。**
**●発注方法の改善を図りましょう。**

事業主の皆様は、長時間労働につながる発注を行わないよう配慮する必要があります。
長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれもあり、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

労働時間等見直しガイドライン

**■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にご相談ください**

## こんなときは？ ～「振興基準」より～

「振興基準」

「振興基準」は、受託中小企業の振興を図るため、中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準として定められたものです。

### 1 労務費、原材料費、エネルギー価格費のコストが増加してしまった

▶労務費の指針を用いて、労務費の上昇分を**適切に転嫁できるよう協議**しましょう。
▶特に原材料費やエネルギーコストについては、高騰があった場合には、適切なコスト増加分の**全額転嫁**を目指しましょう。

労務費転嫁指針

### 2 やむを得ず短期発注や急な仕様変更を行うことになってしまった

▶**残業代などのコスト**は委託者が負担しましょう！
▶**働き方改革を阻害する取引**を行わないよう、**取引条件を改善**しましょう。

例えば…
●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
●過度に短納期となる時間指定配送、欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送　など

### 3 発注内容を変更することになってしまった

▶不当なやり直しが生じないように**配慮**しましょう！
▶長期発注計画を示すなど、**発注の安定化**に努めましょう。

**11月は「過労死等防止啓発月間」です。**
**同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。**

**11月7日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。**

過重労働解消相談ダイヤル　令和8年11月7日(土)9:00～17:00　0120-794-713
※11月7日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン（0120-811-610）で相談できます。

過重労働解消キャンペーン

(R8.10)

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

～安心して働ける
信州のために～

長野労働局発表８－40
令和８年10月27日

報道関係者　各位

【照会先】
長野労働局労働基準部監督課
課　　長　　岡田　尚人
主任監察監督官　　末長　信二
（電話）026-223-0553

# 長時間労働が疑われる事業場に対する令和７年度の監督指導結果を公表します

厚生労働省長野労働局（局長　木村（きむら）　聡（さとし））では、このたび、令和７年度に長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので、監督指導事例等とともに公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が１か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、長時間労働が疑われる事業場を対象としています。

対象となった716事業場のうち、335事業場（46.8%）で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に１か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、144事業場（違法な時間外労働があったもののうち43.0%）でした。

長野労働局では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。なお、悪質な事案については引き続き厳正に対処していきます。

また、労働基準監督署では「労働時間相談・支援コーナー」を設けて、労務管理や労働時間に関するきめ細やかな助言・指導を行っています。

## 【令和７年４月から令和８年３月までの監督指導結果のポイント】

(1) 監督指導の実施事業場：　716事業場

このうち、592事業場（全体の82.7%）で労働基準関係法令の違反あり。

(2) 主な違反内容［(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場］

① 違法な時間外労働があったもの：　335事業場　(46.8%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

| | | |
|---|---|---|
| 月80時間を超えるもの： | 144事業場 | (43.0%) |
| うち、月100時間を超えるもの： | 89事業場 | (26.6%) |
| うち、月150時間を超えるもの： | 18事業場 | ( 5.4%) |
| うち、月200時間を超えるもの： | 4事業場 | ( 1.2%) |

② 賃金不払残業があったもの：　55事業場（7.7%）

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：　156事業場（21.8%）

(3) 主な健康障害防止に関する指導の状況［(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場］

① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：　344事業場（48.0%）

② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの：　107事業場（14.9%）